

自立支援医療 更生医療



診断書等の諸証明申込みは
⑧番文書受付窓口で手続きください



島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター

更生医療

この制度は**身体障害者手帳**をお持ちの方が、障害を軽減したり、除去するための医療で、日常生活活動が回復または向上する可能性の認められる場合に適用されます。世帯の所得状況によって自己負担額が決定されます。

更生医療はご本人の収入状況により、**申請できない**または**申請してもメリットがない**場合があります。**収入面で更生医療に該当するかどうか、お住まいの市町村へご確認ください！**

【所得に応じた自己負担限度額】

一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
「生保」	「低1」	「低2」	「中間1」	「中間2」	「一定以上」
0円	2,500円	5,000円	医療保険の 自己負担限度額		公費負担対象外 (医療保険の自己負担限度額)
重 度 か つ 継 続					
			5,000円	10,000円	20,000円

●「重度かつ継続」の対象範囲

- ・腎臓・小腸・免疫機能障害
- ・疾病にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方
(医療保険の高額医療の多数該当の方)

【手続方法】

個人番号及び申請される方の身元が確認できる書類が必要となる場合があります

窓口	お住まいの市町村窓口
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳 ○更生医療支給認定申請書 ○更生医療意見書 文書料は1通につき2,200円 ○保険証(コピーでも可能) ○印鑑 ○通帳(市の助成があれば必要)

* 申請に必要な書類等は、市町村により異なりますので事前に確認してください。



当院でのご相談やお問い合わせは、
地域医療連携センターでお受けしております。

島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター
電話：0853-20-2193